

提案基準 12 に基づく指定

提案基準 1 2 に基づき市長が指定する道路、第 3 ただし書きで定める用途、第 4 で定める基準及び第 5(1) ただし書きで定める敷地面積は、下記のとおりとする。

路線	一般国道 170 号		
区間	起点 和泉市と河内長野市との境界 終点 和泉市と岸和田市との境界		
区分	幹線道路（既存集落近接型）	幹線道路（集落バイパス沿道型）	幹線道路（広域道路沿道型）
区分の設定基準 （第 4）	既存住宅及び入所を伴う医療施設・社会福祉施設・学校施設の敷地から計画地の敷地まで基本として 50 m 以内のもの。 ただし、幹線道路等により一定の空間形成が図られているものは除く。	幹線道路（既存集落近接型、広域道路沿道型）に該当しないもの。	既存住宅及び入所を伴う医療施設・社会福祉施設・学校施設の敷地から計画地の敷地まで基本として 100 m 以上離れているもの。ただし、幹線道路等により一定の空間形成が図られているものは対象とする。
用途 （第 3 ただし書き）	産業の業務機能を有する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条に掲げる特殊建築物を除く。） 1. 工場（建築基準法別表第 2（る）項第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。） 2. 倉庫（建築基準法別表第 2（る）項第 2 号に掲げるものを除く。） 3. 事務所（建設業の用に供する施設もしくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設。ただし、同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送事業を除く）		
高さの最高限度 （第 4）	高さ 10 m 以下	高さ 10 m 以下 ただし、高さについては特に周辺環境に配慮したものは除く。	隣地斜線 1. 25 L + 20 m （L は隣地境界線からの距離）
壁面の位置の制限（第 4）	道路、敷地境界線から 1. 0 m 以上	道路境界線から 1. 0 m 以上	道路境界線から 1. 0 m 以上
環境への配慮等の基準（第 4）	産業の業務機能を有する建築物については、下記の基準に適合するものとする。 1. 周辺環境に配慮したものとし、沿道の景観形成に寄与できること。 2. 排水を有効にかつ適切に処理できること。 3. 近隣住民等に対する配慮として、事業者は事業内容を事前周知し、理解を得るように努めること。		
（第 3 ただし書き）と（第 4）を考慮した用途の制限の目安	準住居地域内で立地できるものを基本とするが、特に地域環境の影響に配慮したものはこの限りでない。	商業地域内で立地できるものを基本とするが、特に地域環境の影響に配慮したものはこの限りでない。	準工業地域内で立地できるもの
敷地面積等 （第 5（1）ただし書き）	産業の業務機能を有する建築物（工場、倉庫）については、500㎡以上 5,000㎡未満とする。		
	産業の業務機能を有する建築物（事務所）については、500㎡以上 1,000㎡未満とする。	産業の業務機能を有する建築物（事務所）については、500㎡以上 5,000㎡未満とする。	